

山梨県韋崎市

Shimoyokoya SITE No7point

# 下横屋遺跡第7地点

藤井町北下條字下横屋1525番地外地点  
宅地分譲地内道路敷設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書

韋崎市遺跡調査会  
韋崎市教育委員会

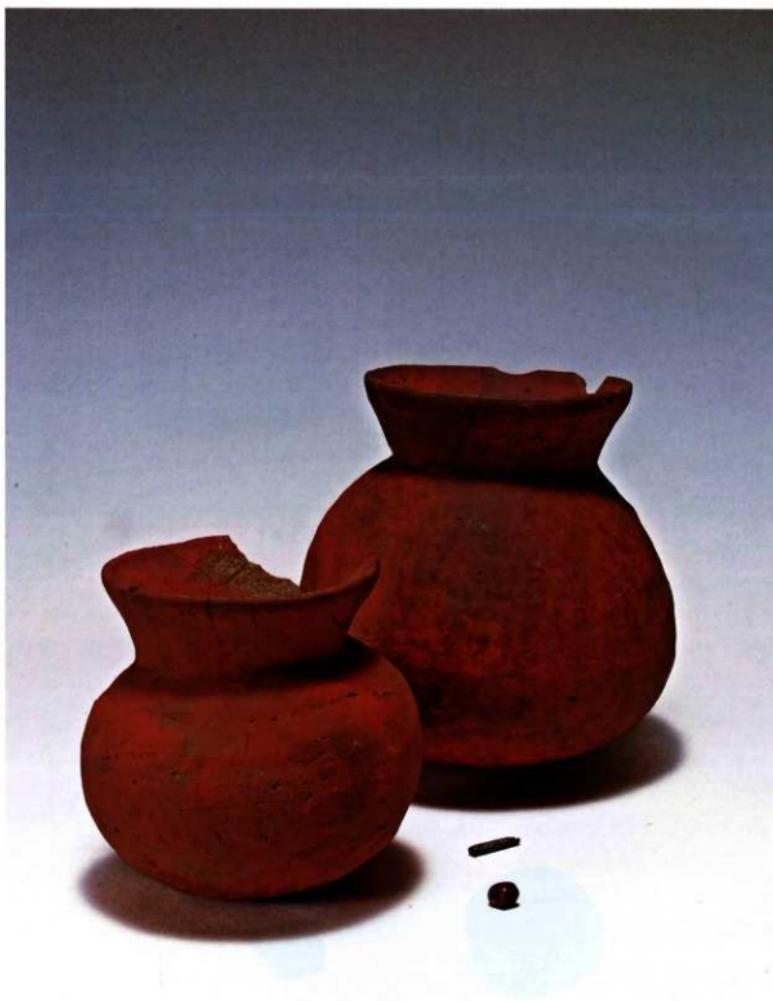
山梨県韋崎市

Shimoyokoya SITE №7point

# 下横屋遺跡第7地点

藤井町北下條字下横屋1525番地外地点  
宅地分譲地内道路敷設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書

韋崎市遺跡調査会  
韋崎市教育委員会



1号土坑出土遗物



1号土坑出土遺物（1号土坑－1・2）



1号土坑出土遺物（1号土坑－3・4）

## 序 文

蔚崎市は武田発祥の地であり、武田氏ゆかりの史跡が数多く残っております。武田氏最後の城である新府城跡やその関連性のある武田八幡宮、白山城跡、能見城跡や願成寺があり、また、治水遺構として、御勅使川旧堤防跡（将棋頭）など、枚挙に暇のないほどであります。

蔚崎市の一大穀倉地帯として江戸時代から位置づけられている通称藤井平には縄文時代後期の仮面土偶の発見された後田遺跡、古墳時代の集落である上横屋遺跡、古代の巨摩郡の中心的な役割の一翼を担ったと考えられる宮ノ前遺跡などをはじめ数多くの遺跡の存在が知られています。

この度の調査対象となった下横屋遺跡は、すでに6地点において発掘調査が実施されました。今回の調査では、古墳時代の土器と共に琥珀の玉などが発見されました。蔚崎市では琥珀製品の発掘調査による検出ははじめてであると共に、山梨県内では産出されることのない琥珀がどのように持ち込まれたのか興味深いところであります。

調査地そのものは調査終了後に、道となりましたが、事業者をはじめとする関係者のご理解とご協力のなかで、記録保存され、本紙の刊行となりました。

このような調査の積み重ねにより、地域の過去が解き明かされていくとともに、発展的なまちづくりにも還元していくことと思います。

調査にあたり、ご理解をいただきました事業者の方をはじめ関係者の皆様方へ感謝申し上げます。

蔚崎市遺跡調査会

事務局長 舞水 豊

## 例　　言

- 1 本書は並崎市藤井町北下條字下横屋1525番地外に所在する下横屋遺跡における宅地分譲地内道路敷設に伴う緊急発掘調査の報告書である。
- 2 発掘調査ならびに、整理作業は並崎市教育委員会監理のもと、並崎市遺跡調査会で実施した。実施期間は平成19年4月19日から平成23年10月21日である。
- 3 発掘調査ならびに、整理作業は並崎市遺跡調査会の閑間俊明が担当した。本書の編集・執筆は閑間がおこなった。
- 4 本書に附わる出土品・諸記録は並崎市教育委員会において保管されている。
- 5 組織（屋外調査時）

並崎市遺跡調査会

事務局長：奥水豊　課長：横森淳彦・（前任）雨宮勝巳　課長補佐：山下孝司・（前任）武川春子・  
小林豊　リーダー：伊藤保昭・（前任）大石智久　担当：閑間俊明

## 目　　次

序　文

例　言

目　次

第1章　調査経過	1
第2章　遺跡の環境	1
第3章　出土した遺構と遺物	1
第4章　琥珀製品の分析処理	5
第5章　まとめと課題	6

図　版

## 第1章 調査経過

周知の埋蔵文化財包蔵地である下横屋遺跡で宅地開発造成工事計画があり、文化財保護法第93条に関わる届出があった。市教委では、埋蔵文化財包蔵地であるものの、遺存状況については未把握であることから、試掘調査が必要であることを意見とし、山梨県教育委員会に経由進達をおこなった。その後、山梨県教育委員会から試掘調査の指示が事業者にあり、韮崎市教育委員会では事業者と協議をおこない、試掘調査を実施した。その結果、遺構・遺物が検出された。

試掘調査の結果を受け、市教委と事業者で協議をおこない、宅地予定部分については現状で遺跡を保存することが可能であることから盛土保存の協定を締結し、道路予定地の部分について記録保存を目的とした発掘調査を実施した。

## 第2章 遺跡の環境

下横屋遺跡は八ヶ岳から伸びる七里岩と塩川に挟まれた藤井平と呼ばれる塩川右岸の低位河岸段丘上の標高370m前後の微高地上に所在する。今回の調査地点の西側には近接して沢が南流し、東側にはやや隔てて塩川へと続く一段低い面が展開している。

この周辺については過去にも調査経緯がある。今回の調査地点の南側については第3地点・第5地点、沢を挟み西側は第6地点として本調査をしている。

第3地点では、南北に走る幅約10mの弥生時代から古墳時代の遺物を包含する2号溝及び平安時代の堅穴住居跡1軒が検出されている。なお、今回の調査で検出された4号溝は幅に違いがあるものの、第3地点2号溝の深い部分と幅や方向が一致していることから同一遺構の可能性が高い（韮崎市遺跡調査会2003「下横屋遺跡Ⅲ—藤井町北下條字下横屋1526番地地点宅地分譲地内道路敷設に伴う緊急発掘調査報告書」）。

第5地点では、弥生時代後期の土器棺墓が検出され、土器内からガラス玉が出上っている。また、同時期の溝跡が11条、土坑15基、ピット46基が確認されている（財団法人山梨文化財研究所他2005「下横屋遺跡第5地点—藤井町北下條字下横屋1509番地外地点宅地分譲地内道路敷設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書」）。

第6地点では、弥生時代中期の遺物を中心に包含する溝跡が1条確認されている（韮崎市教育委員会他2005「下横屋遺跡第6地点—藤井町北下條1558番地外地点宅地分譲地内道路敷設に伴う緊急発掘調査報告書」）。自然流路であるか人工的な流路（用水）であるのかは即断できないが、下流部をはじめ周辺に堅穴住居跡などが検出され集落の存在は確実であることから、それらの集落及びその生産エリア等への水の供給を担っていたことも想定していく必要がある。

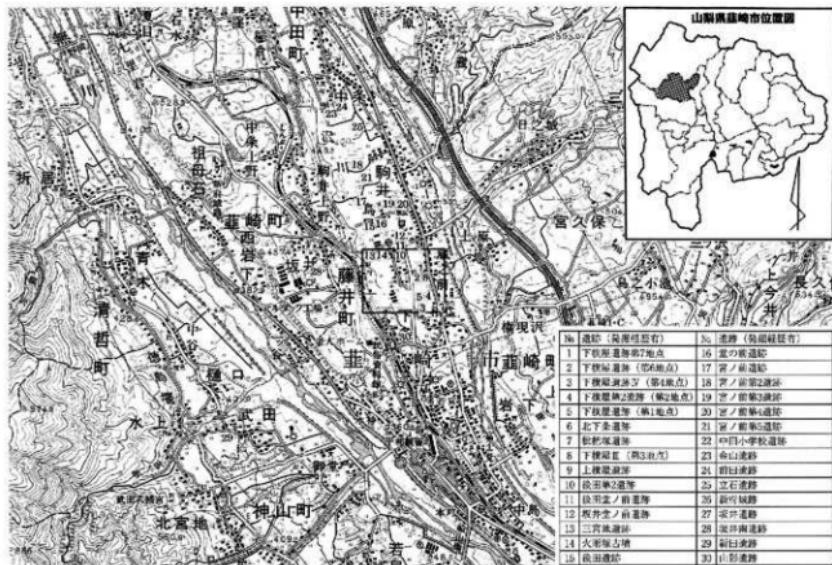
## 第3章 出土した遺構と遺物

調査区は宅地造成地内の道路予定地内とした。12条の溝跡と1基の土坑を検出した。

### 1号土坑（第12図）

8号溝を掘削中に、壺2点が検出され、溝以外の遺構を想定しながら調査を進めた結果、8号溝の底面を浅く掘り込み、また溝の壁を若干上回る平面形態であったことから、8号溝とは異なるものとしたが、土層の堆積状況の確認では、8号溝との前後関係を捉えることはできず、8号溝の附帯施設の可能性が残る。

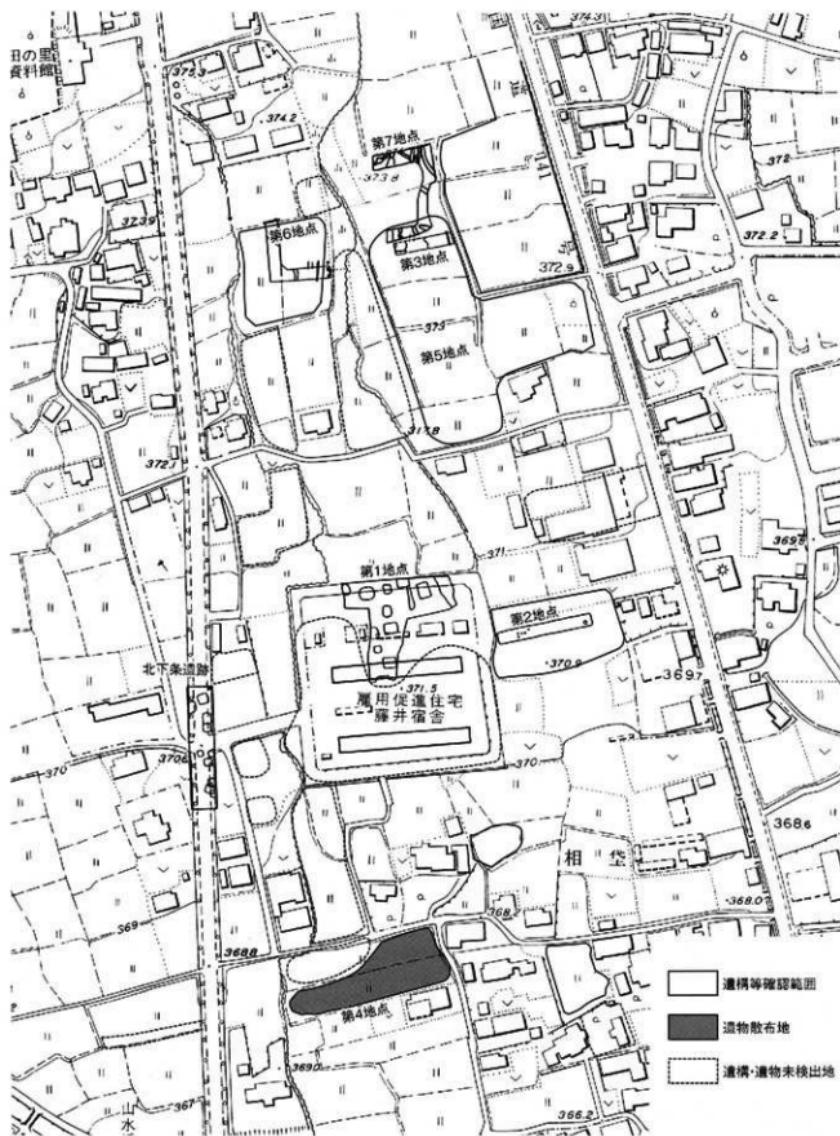
長軸（ほぼ東西）130cm、短軸（ほぼ南北）86cmの卵型に近い橢円形の平面形態である。2個の壺は底面からやや浮いた状況で、底面の北側に並んだ状況で出土した。管玉1点、琥珀製の丸玉1点及び丸玉が破碎したものと考えられる1点については、底面の中央よりもやや東側からまとめて出土し



第1図 下横屋遺跡第7地点と周辺の調査遺跡① (S=1/50,000)



第2図 下横屋遺跡第7地点と周辺の調査遺跡② (S=1/5,000)



第3図 下横屋遺跡周辺の発掘・試掘・確認調査状況 (S=1/2,500)

ている。特に琥珀製のものは第12図に示したように近接している。これらの装飾品よりも東側には赤黒色土が直径25cmの範囲で認められた。なお、赤黒色土については調査時に分析用として取り上げをおこなっていないため、その成因については不明である。

出土遺物は壺2点、管玉1点と琥珀製丸玉1点及び同じく丸玉と考えられる破碎したもの1点である。1号土坑-1は口径10.6cm、底径3.2cm、胴部最大径15.8cm、器高16.0cmのやや下彫の壺である。外面はヘラ削り後に胴部上半から口縁部にかけて丁寧に継方向のミガキが施されている。なお、ヘラ削り前の刷毛目調整が部分的に確認できる。口縁部の内面は外面と同じく丁寧な継方向のミガキが認められる。体部の内面については、輪積み痕、指頭痕や刷毛目などの成形痕が残る。1号土坑-2は、口径9.2cm、底径3.2cm、胴部最大径11.3cm、器高11.2cmの壺である。外面は主に横方向のヘラ削りにより調整されている。口縁部についてはやや風化しており調整痕が不明瞭である。内面は輪積み痕や指頭痕などの成形痕が残る。1号土坑-3は、滑石製の管であり、長さ2.2cm、直径0.4cm、穴径0.2cmである。1号土坑-4は、琥珀製の丸玉であり、長さ0.8cm、直径0.9cm、穴径0.4cmである。穴は中央部分で狭くなってしまっており、両側から穿孔したものと考えられる。固化していないが、琥珀製品が破碎したものがまとまって検出されており、1号土坑-4と同じく丸玉と考えられる。

出土した土器の特徴から古墳時代の所産であり、山梨県史Ⅲ期もしくは小林2000編年Ⅳ期に相当するものと考えられる。

#### 1号溝（第13図）

東西に伸びる幅約60cmの溝である。遺物は出土していない。褐色土ブロックを含む黒色土の覆土である。今回の調査区で検出した溝のうち遺物の出土している溝の覆土と同一と捉えることができるところから、所属年代は弥生時代後期の可能性が高い。

#### 2号溝

南北に伸びる幅約60cmの溝である。遺物は出土していない。褐色土ブロックを含む黒色土の覆土である。今回の調査区で検出した溝のうち遺物の出土している溝の覆土と同一と捉えることができるところから、所属年代は弥生時代後期の可能性が高い。

#### 3号溝

南北に伸びる幅約110cmの溝である。調査区内の中央で途切れているが、軸や覆土が同一であることから同一の溝であると考えられる。遺物は出土していない。直径3~20mmの礫を含む暗褐色土の覆土である。所属年代を検討し得る情報が少なく、年代は不明である。

#### 4号溝

南北に伸びる幅約3mの溝である。褐色土ブロックを含む黒色土の覆土が主体である。頭部に簾状文が施される弥生時代後期の土器などが出土している（第14図）。このことから、本溝の時期は概ね弥生時代後期の所産と考えられる。なお、下横屋遺跡第3地点で南北に走る幅約10mの弥生時代から古墳時代の遺物を包含する2号溝が検出されている。4号溝は幅に違いがあるものの、第3地点2号溝の深い部分と幅や方向が一致していることから同一遺構の可能性が高い。

#### 5号溝

東西に伸びる幅70cmの溝である。覆土上部に耕作土が堆積し、下部についても耕作土が混合することから、本溝の埋没年代は現代と考えられ、耕削年代もほぼ同様に捉えることが妥当である。

#### 6号溝（第9図）

南北に伸び、やや東側に曲がるが、ほぼ直線的な幅約100cmの溝である。褐色土ブロックを含む黒色土の覆土が主体である。口縁部・頭部・肩部に櫛描波状文や櫛描簾状文が施された壺や甕などが検出されていることから（第14・15図）、本遺構は弥生時代後期の所産と考えられる。くぼみ石が3点出土している（第15図）。同一遺構内で弥生時代後期以外の遺物が出土していないことから、くぼ

み石の所属時期も同様に捉えておく。

#### 7号溝（第9図）

6号溝にはほぼ並行するが、やや西側に曲がる幅約80cmの溝である。褐色土ブロックを含む黒色土の覆土が主体である。図化していないが、6号溝と同様に弥生時代後期の土器片が出土していることから、弥生時代後期の所産と考えられる。

#### 8号溝（第10図）

溝の南先端部が不定形に広がる。先端部の不定形な広がり自体は溝の一部ではない可能性もあるが、重複関係を調査の中では捉えることができず、一連の遺構として報告することとした。ただし、不定形な広がりから、平安時代の須恵器が出土していることから、明確な溝部分と不定形の広がりは本来同一遺構ではない可能性がある。出土遺物は平安時代の遺物が1点の他は、弥生時代後半から古墳時代前半の土器であるが、量的に少ない（第15図）。1号土坑と重複するが、新旧関係の有無については確認し得ず、1号土坑は8号溝の附帯施設の可能性がある。

#### 9号溝（第11図）

南北に伸びる溝である。調査区内の北側では幅140cmだが、南側では幅約440cmとなる。溝の幅の変化するところで高低差がある。褐色土ブロックを含む黒色土の覆土が主体である。弥生時代後期の土器片が出土していることから（第15図）、弥生時代後期の所産と考えられる。

#### 10号溝

直径約10mの円になると推定できる溝が検出された。本遺構の時期を断定できる出土資料はないが、褐色土ブロックを含む黒色土の覆土である。今回の調査区で検出した溝のうち遺物の出土している溝の覆土と同一と捉えることができることから、所属年代は弥生時代後期の可能性が高い。また、周溝墓の可能性がある。

#### 11号溝

南北に伸びる幅約50cmの溝である。褐色土ブロックを含む黒色土の覆土である。今回の調査区で検出した溝のうち遺物の出土している溝の覆土と同一と捉えることができることから、所属年代は弥生時代後期の可能性が高い。また、10号溝と重複し、当溝の方が深いが、その前後関係について、土層堆積状況や平面プラン確認においても把握することができていない。

#### 12号溝

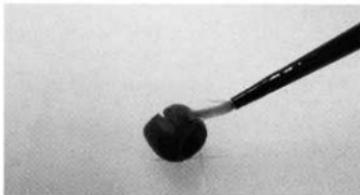
6・7号溝と直交する溝である。10号溝とのつながりを検討したが、深さが異なることから、別溝と捉えた。褐色土ブロックを含む黒色土の覆土である。今回の調査区で検出した溝のうち遺物の出土している溝の覆土と同一と捉えることができることから、所属年代は弥生時代後期の可能性が高い。

## 第4章 琥珀製品の分析処理

1号土坑より出土した琥珀製品を対象として、分析処理をおこなった。琥珀製品は検出時に碎片化した状態で出土したことから、碎片化した資料の接合（修復）と、樹脂含浸による強化および破損・欠損箇所の充填（復元）を実施した。

### 1) 保存処理工程

試料受領時の状況を写真撮影による記録をおこない、クリーニング作業に移り、表面に付着する砂や汚れに対して筆等を用いて除去した。接合状況を確認した後、アクリル樹脂（バラロイドB72）で接合した。接合後の試料についてアクリル樹脂を含浸し



強化し、表面については有機溶剤で拭き取り、樹脂の光沢を抑える処理を施した。接合後に確認された欠損部分をエポキシ樹脂（EPOXY RESIN XN 1264）で充填した。接合・樹脂充填部分は、顔料やアクリル樹脂エマルジョンを用いて彩色をおこなった。処理完了後の状況を写真撮影により記録した。

## 2) 取り扱い・保管について



以上の工程を経て修復・復元を完了した琥珀製品の取扱・保管は、下記の点について注意する必要がある。

- (1) 琥珀製品は、極めて脆弱なため、衝撃を与えないようにすること。
- (2) 取り扱いは、乾いた手、又は手袋を使用すること。なお、手袋を使用する場合、手袋の毛や粉等が表面に付着する場合がある。その際は、筆等で丁寧に除去すること。
- (3) 保管場所は、室内及び通常の保管庫で良いが、直射日光、高温多湿、過乾燥、低温環境下は避けのこと。

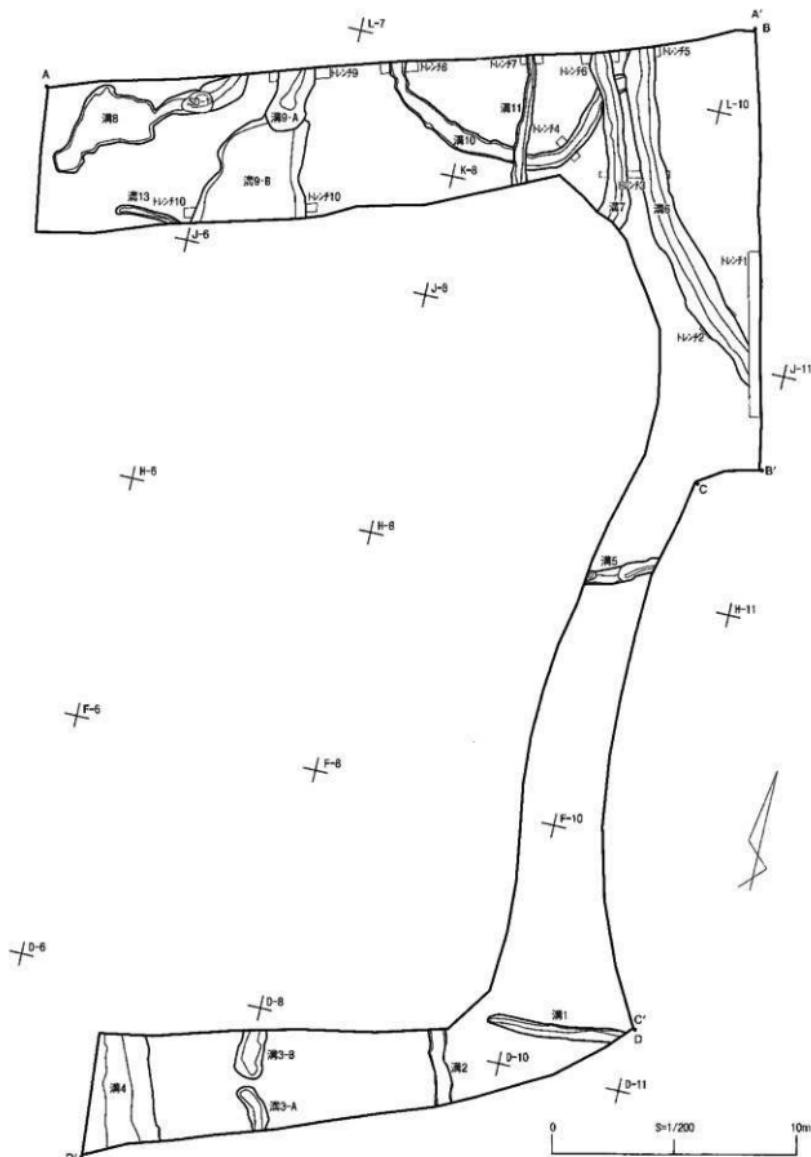
## 第5章 まとめと課題

通称「藤井平」では、弥生時代から古墳時代の集落跡が検出されるものの、周溝墓をはじめとする墓域と関連する遺構は検出されてこなかった。今回の調査で、周溝墓と考えられる溝跡や副葬品と考えられる遺物の発見された土坑が検出されたことにより、低地帯の「藤井平」に墓域が存在した可能性が高まったといえる。今後は、後世の掘削行為等により断片的に確認される溝について、周溝墓の可能性も視野に入れつつ調査を行っていくことが必要である。また、甲斐市（旧敷島町）の金の尾遺跡では土器棺墓と周溝墓が隣接して確認されている。下横屋遺跡第5地点では土器棺墓、今回の第7地点では周溝墓と考えられる溝や周溝内土坑と考えられる琥珀玉などの副葬品を伴う土坑が検出され、類似点を見出すことができる。調査範囲が狭小であることから、現段階での比較は困難であろうが、今後は墓域のあり方を視野に入れた調査が必要となってこよう。

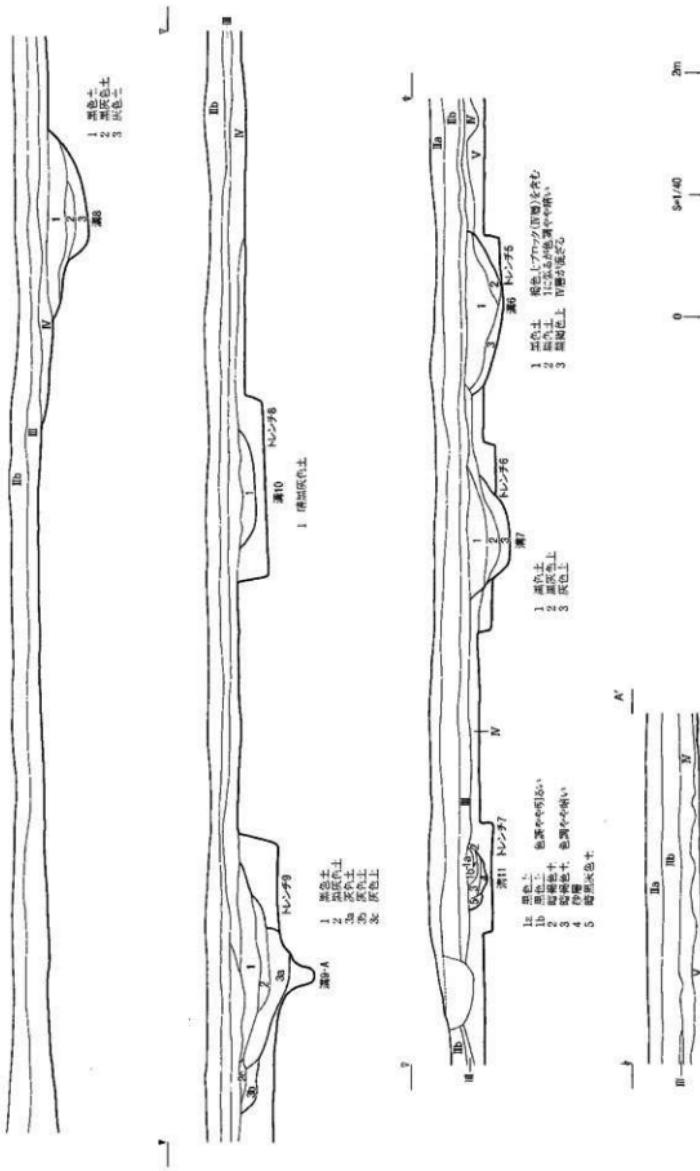
琥珀玉と管玉の出土は県下を見渡しても多くはない。検出例が少ないことが当時における象徴的なものと捉えることができるかは、直ちに判断はできない。しかしながら、琥珀自体は山梨県内で産出される石材ではなく、また、県内で玉造りの生産遺跡は現在のところ確認されていない。当該期の流通過程や生産工程を検討するための一助となる資料といえる。

表1 遺物観察表

番号	年号	器種	名前(内)	内側(外)	胎土	部位	寸法(cm) (脊高・口径・底径)	重量(g)	特写
通4-1	秀忠	盃	にぶい黄褐色	にぶい黄褐色	白・黄色	底部片	- - 5.0	30.8	内・外・脚毛整形
通4-2	秀忠	盃	にぶい黄褐色	にぶい黄褐色	黑・白色	底部片	- - -	26.7	内・脚毛で、外・底で微密状
通6-1	秀忠	盃	茶褐色	茶褐色	白・茶・金色 灰茶	口縁部分	- - -	53.6	内・底で、外・筋状状
通6-2	秀忠	盃	淡黄褐色	淡黄褐色	白・黄・赤色	口縁～底部片	- 19.8 -	459.0	内・口縁周辺の夢さ、外・口縁斜面磨き・頸部以降文・脚毛状
通6-3	秀忠	盃	淡黄褐色	にぶい黄褐色	白・金色・墨 赤色	口縁部分	- 20.0 -	149.4	内・口唇部淡灰文、外・口縁斜面磨き・脚毛状文
通6-4	秀忠	盃	黄褐色	褐色	白・茶・金色	底部片	- - -	48.6	内・脚毛の削り落差、外・脚毛彫文
通6-5	秀忠	盃	-	-	-	底7.9・高5.1・厚34.0	-	304.7	安政号
通6-6	秀忠	盃	-	-	-	底7.3・高6.3・厚34.7	-	193.7	安山号
通6-7	秀忠	盃	-	-	-	底7.5・高6.1・厚34.5	-	253.8	安山号
通8-1	占領	小皿	淡灰黄色	黄褐色	黑・白色	底部片	- - 4.4	28.1	内・淡灰色形、熱を受けて表面剥がれている 外・脚毛調査
通8-2	脚踏	盃	灰白色	灰白色	白・黑色	底部片	- - -	15.4	底毛掉脱
通9-1	秀忠	盃	黄褐色	暗褐色	白・黑・赤・ 金色	横四片	- - -	18.1	内・底で、外・脚毛状
十次1号-1	大徳	小型盃	明茶褐色	明茶褐色	白・赤・金 黒色	ねば定期	16.0 10.6 3.2	739.2	口縁内外・横筋で後縫織き・内・斜上軸指筋 縫・筋底斜縫で・輪持式・みごみご縫毛目・ 外・肩と脚部で後沿き・軸中斜面毛張毛で・ 下部へラ履り
上丸1号-2	吉承	小皿	茶色	茶色	全・赤・白・ 黑色	口縁一帯欠損	11.2 9.2 3.2	425.8	口縁内外・横筋で・内・無で・上部指筋後 縫積毛、外・筋部折り・横筋で・頭部へラ履 り後沿きで・底毛へラ履り
上丸1号-3	吉承	盃	-	-	-	-	底0.2.2 高0.4	0.4	-
上丸1号-4	吉承	脚踏	-	-	-	-	底0.7 傷0.95	0.3	-
表1	占領	盃	にぶい黄褐色	にぶい黄褐色	黑・白・赤色	底部片	- - -	106.6	内・脚毛で、外・脚毛(火災による)流灰文・ 茶灰文

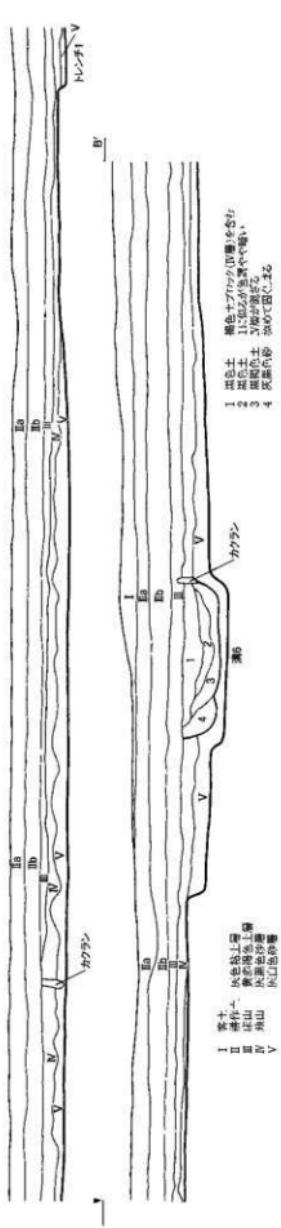


第4図 調査区全体図

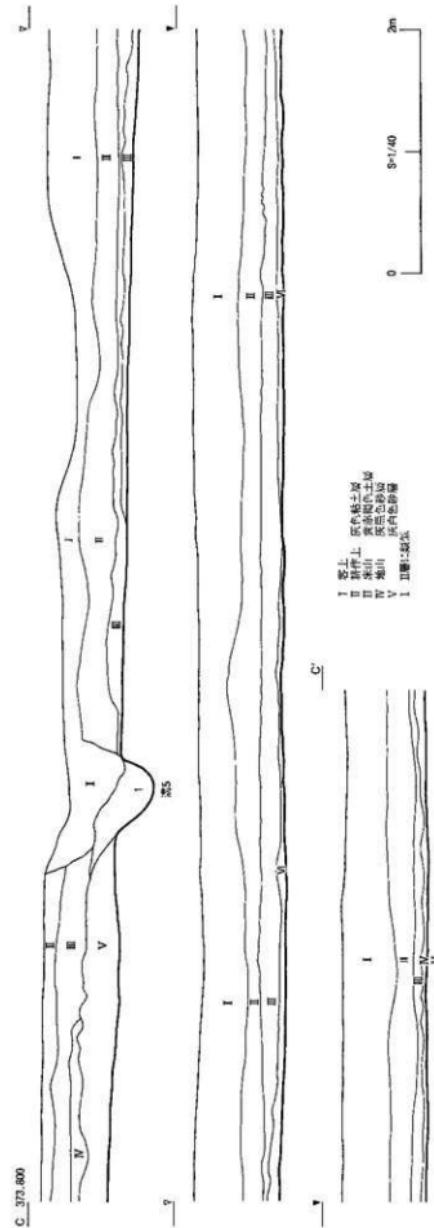


第5図 調査区北壁セクション図

B 374,100



第6図 調査区北側東部セクション図



第7図 調査区南側東部セクション図

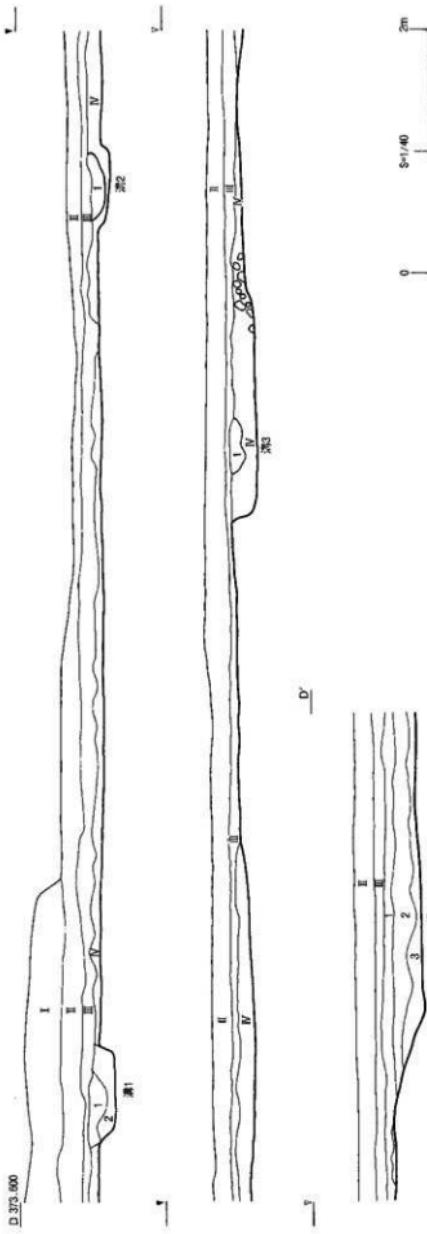
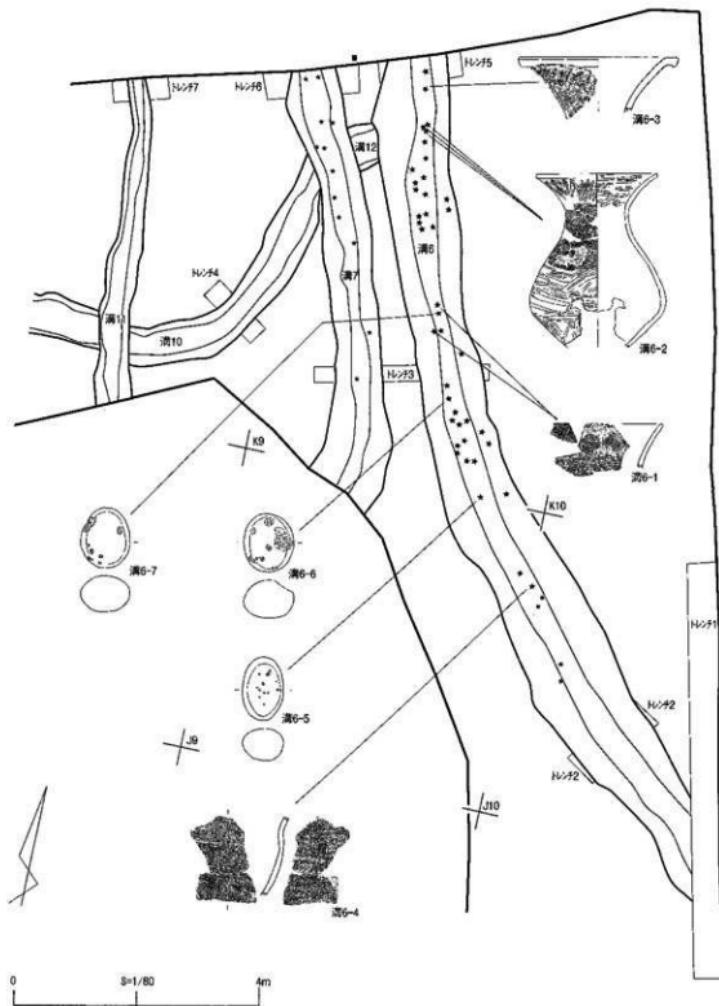
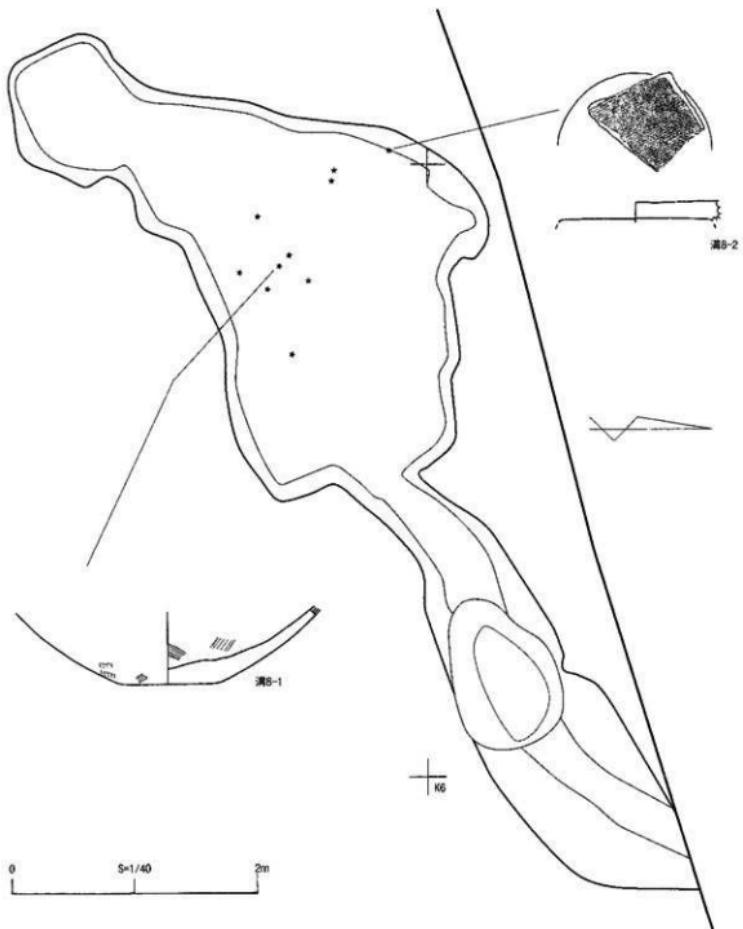


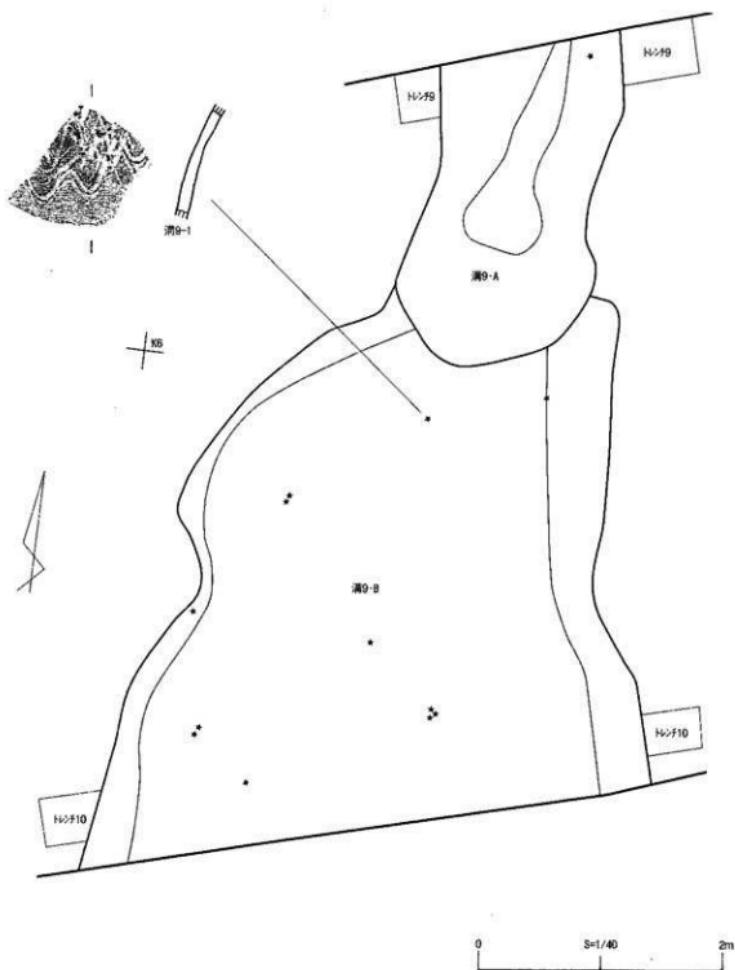
図 8 調査区断面セクション図  
 1 灰色土、灰褐色土、褐色土上に褐色土が分布するが、2層を多く含む。  
 2 黑褐色土上に褐色土が分布する。  
 3 黑褐色土、褐色土に含まれる。  
 4 土壌中に褐色土がブロック状に含まれる。  
 5 土壌中に褐色土が分布する。  
 6 土壌中に褐色土が分布する。  
 7 土壌中に褐色土が分布する。  
 8 土壌中に褐色土が分布する。  
 9 土壌中に褐色土が分布する。  
 10 土壌中に褐色土が分布する。  
 11 土壌中に褐色土が分布する。  
 12 土壌中に褐色土が分布する。



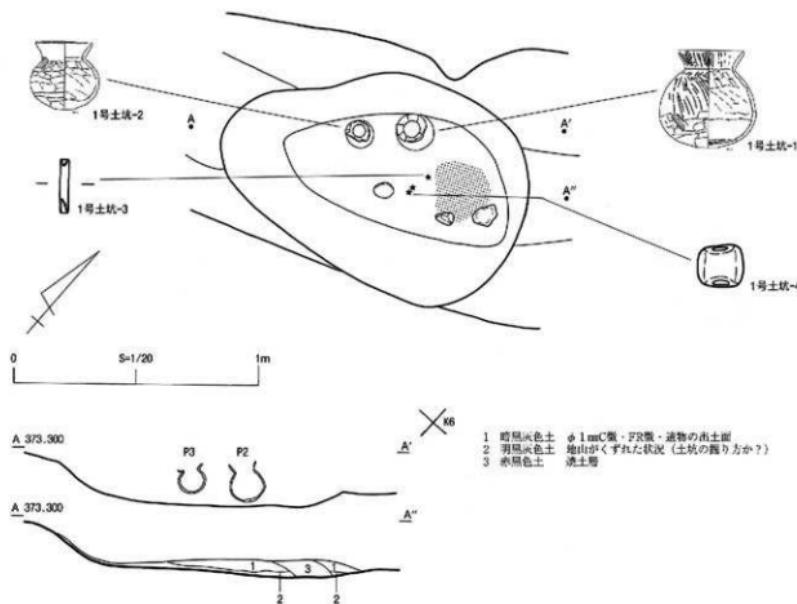
第9図 6・7号溝遺物出土状況



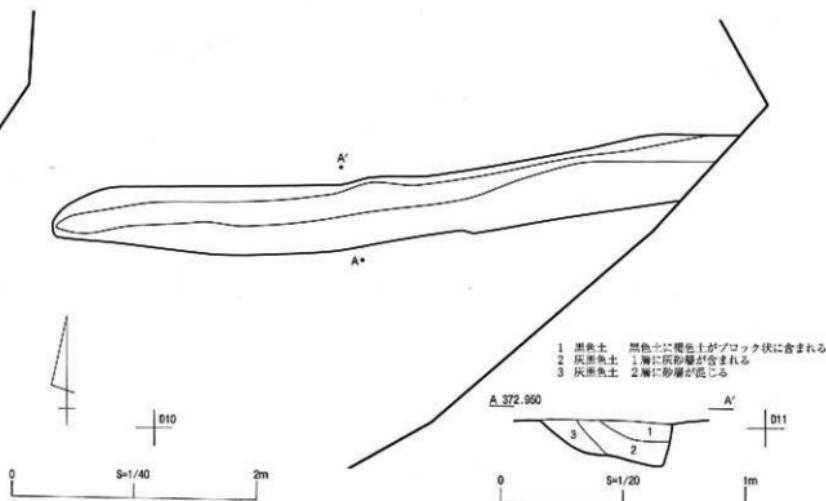
第10図 8号溝遺物出土状況



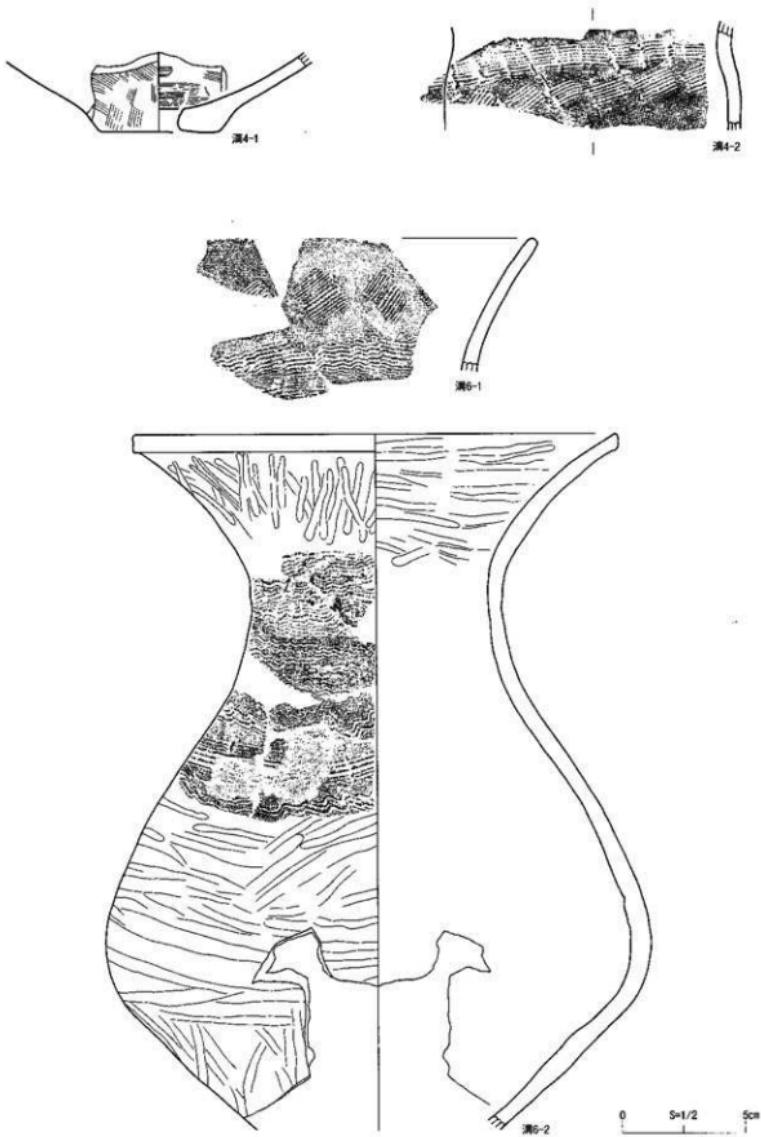
第11図 9号溝遺物出土状況



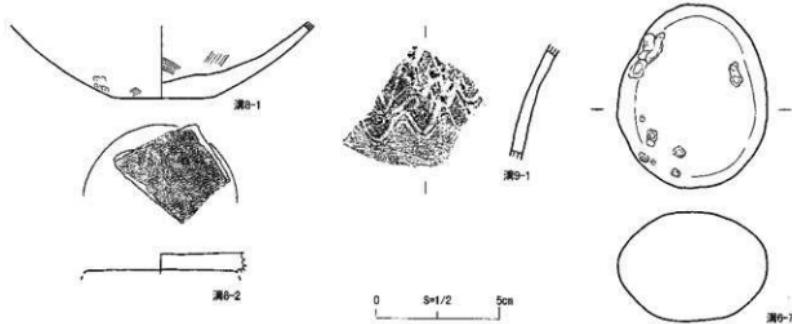
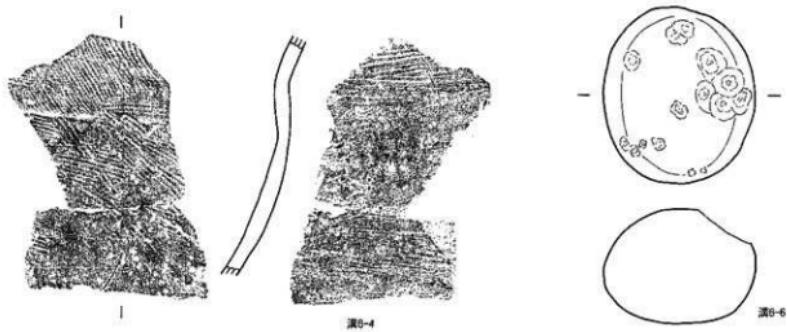
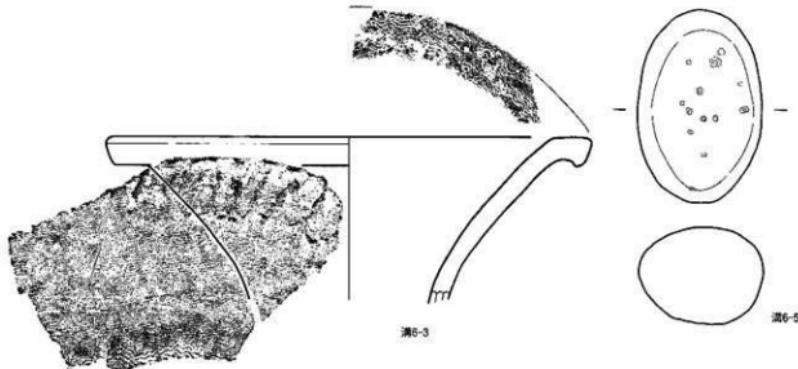
第12図 1号土坑平・断面図



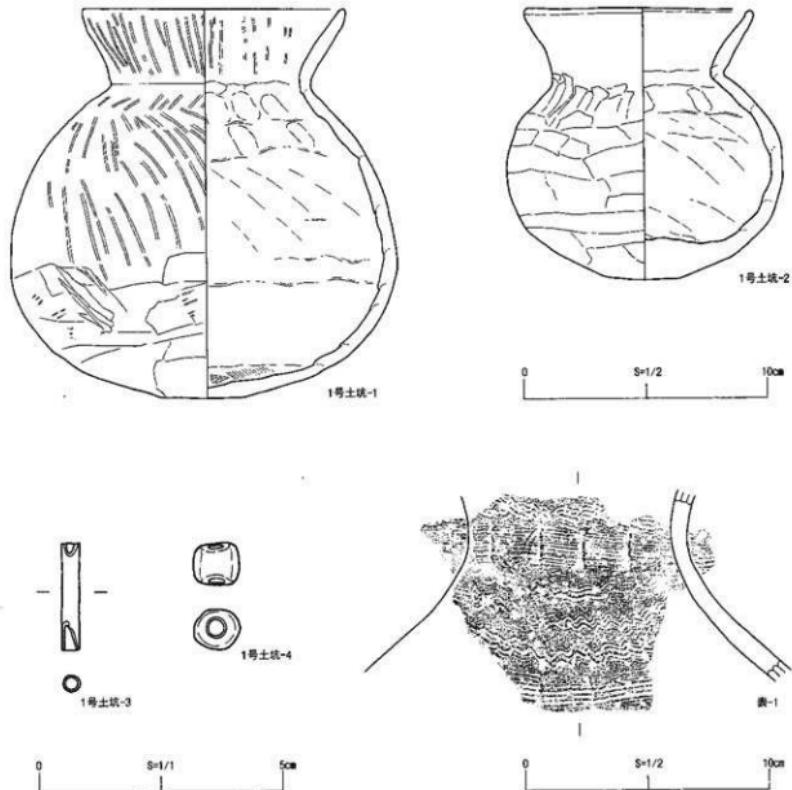
第13図 1号溝平・断面図



第14図 4・6号溝出土遺物



第15図 6・8・9号溝出土遺物



第16図 1号土坑・表探出土遺物



1号溝



3号溝



4号溝



4号溝



5号溝



6・7号溝



6号溝(1)



6号溝(2)

图版2



9号满



10号满



1号土坑



1号土坑完掘



6号满出土遗物 (满6-2)

## 発掘調査報告書抄録

ふりがな	しもよこやいせきだいななちてん							
書名	下横屋遺跡第7地点							
副書名	藤井町北下條字下横屋1525番地外地点宅地分譲地内道路敷設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書							
編著者名	閑閑俊明							
編集機関	茲崎市遺跡調査会・茲崎市教育委員会							
住所	山梨県茲崎市水神1-3-1							
発行年月日	平成23年10月21日							
所取遺跡名	所在地	市町村コード	遺跡番号	北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
三百水遺跡	山梨県茲崎市藤井町北下條字下横屋	19207	F-42	35°43'30"	138°26'55"	H19.4~H19.7	約380m <sup>2</sup>	宅地開発
所取遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物		特記事項		
下横屋遺跡	集落跡	古墳時代	土坑	古墳時代の遺物		琥珀玉・管玉		
		中世以降	溝					

---

## 下横屋遺跡第7地点

藤井町北下條字下横屋1525番地外地点  
宅地分譲地内道路敷設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書

発行日 平成23年10月21日

発行 〒407-8501 茂崎市遺跡調査会・茂崎市教育委員会

山梨県茂崎市水神1-3-1  
TEL 0551-22-1111(代表)

印刷 はおづき書籍株式会社

長野市柳原2133-5

---

